

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年5月11日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越あるるん村
所在地 上越市大道福田622番地 外
設置者 えちご上越農業協同組合
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）建物1 午前10時から午後7時
（変更後）建物1 午前9時から午後7時
- 3 変更年月日
平成30年4月27日
- 4 変更の理由
建物1の開店時刻を変更して施設全体の営業時間を統一することにより、来客者の利便性を確保するため。
- 5 届出年月日
平成30年4月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成30年5月11日から平成30年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp